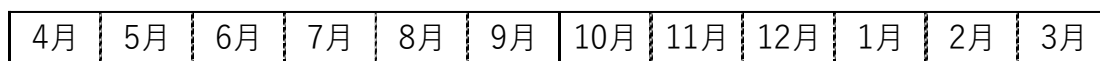


# 令和8年度 稚内市学校給食費特別助成金についてのお知らせ

稚内市教育委員会学校給食課

## 1 制度の概要

本制度は、認定基準を満たす方に対し、給食費の4月から7月分を助成することで、お子さまの就学に必要な経費の一部を軽減するものです。別の制度により、中学生全員を対象に8月から3月分の給食費が助成されていますので、本制度の対象となる方は、あわせて一年間の給食費が無償となります。(小学生分は一年間の給食費が別制度によって助成されています。)



【学校給食費**特別**助成金】※本制度  
申請をし、認定となった方は給食費の納付は必要ありません。すでに納付済みの場合は還付します。

【学校給食費助成金】※別制度  
給食費の納付は必要ありません。  
(申請不要。すべての生徒が対象。)

※年度途中で転入された方、転出される方については助成対象の月が上記の内容と異なる場合があります。助成対象の月が異なる方が認定となった場合は、個別にご案内します。

## 2 助成の対象者について

次の2つを満たしている方が対象となります。

- (1) お子さまが稚内市の中学校に在籍していること。
- (2) 世帯全員の令和8年度市民税の所得割課税額の合計が77,100円以下であること。  
(世帯とは、住民票上の世帯のことを指します。)

※生活保護や就学援助の認定を受けている方は対象外となります。別添のフローチャートを参考にしてください。また、年度内に認定期間が終了となった方につきましては、学校給食センターまでご連絡願います。

※市民税の所得割課税額については令和8年度納税通知書等で確認できます。

## 3 申請について

本制度は申請が必要となります。以下のとおり申請手続きを行ってください。

- (1) 申請書を、同封の返信用封筒に入れ、生徒が在学する中学校へ提出してください。(市民税の課税状況の照会に同意しない方、令和8年1月2日以降に転入された方は添付書類が必要になる場合があります。詳しくは申請書記入例をご覧ください。)
- (2) 提出期限は令和8年8月31日です。申告等で遅れる方は、学校給食センターに連絡してください。
- (3) 申請書は稚内市のホームページからダウンロードできるほか、学校または給食センターにありますのでお問合せください。

#### 4 助成金交付のながれ

- (1) 申請者が認定基準を満たしているか、審査が行われます。
- (2) 審査結果に基づき、11月中旬までに認定通知、又は却下通知が送付されます。
- (3) 認定になった方は助成金が4月～7月分の給食費に充てられます。すでに納付済みの方については、納付済みの給食費を還付します。

#### 5 その他

不明な点等がありましたら、稚内市学校給食センターまでお問い合わせください。

##### 問い合わせ/

稚内市学校給食センター（学校給食課学校給食グループ）

☎ 33-6513（8時～16時）

##### ホームページ

<http://www.kosodateyell.city.wakkanai.lg.jp/>

わからない子育て応援サイト えーる

トップ▷目的別で探す：手当・助成金▷

給食費助成事業について